

由利本荘市指定暑熱避難施設指定基準

1 目的

気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づき、暑さを一時的にしのぐ場所として、公共施設及び民間施設を指定暑熱避難施設として指定し、広く開放することで市民等の熱中症による健康被害の発生を防止することを目的とする。

2 法に基づく整理

気候変動適応法第二十一条に基づく指定暑熱避難施設として、由利本荘市長が指定する。

3 指定基準について

環境省が策定した「指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き（以下、手引きという。）」に基づき、施設管理者からの申し出があった際、次の基準をすべて満たす施設を指定することとする。

- 一 適切な冷房設備を有すること。
- 二 椅子などの適切な休息が取れる空間を確保できること。
- 三 秋田県に熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができること。
- 四 指定暑熱避難施設の開放について、開放する日及び時間帯、受け入れ可能人数などを事前に公表できること。
- 五 指定暑熱避難施設に指定された際、施設の出入り口などに指定施設であることを掲示できること。
- 六 本市と指定暑熱避難施設に関する協定を締結することができること。

4 運用について

本基準は、令和6年7月1日から運用する